

随意契約をすることができる場合に
該当することの説明書

| 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号により随意契約をすることができる場合 | 今回の契約が左に該当すること等の説明 |
|---|---|
| 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 | <p>1 競争入札に付していたのでは、時期を失し契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>大規模な斜面崩壊により、不安定土砂が溪流等に堆積していることが判明した。 次期出水等により不安定土砂の流下すれば、下流住民の暮らし等に重大な影響を及ぼす恐れがあるため、早急に土砂補足を確保するため、既存堰堤の掘削を実施する必要がある。</p> <p>2 見積を徵した事業者の概要</p> <p>一般社団法人吉城建設業協会と締結している「災害応援協力に関する協定」に基づき応援協力を要請したところ、工事実施可能者として別添のとおり3者の報告があった。この3者の選定することとする。</p> <p>3 見積合せをしていたのでは、時期を失し、契約の目的を達することができないことの説明</p> <p>—</p> <p>4 特定の者を選定した理由</p> <p>—</p> |

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。